

岩倉具視の奉儀局開設建議と宮内省諸規取調所

——近代日本の所謂典憲二元体制の淵源——

島 善 高

一 緒 言

明治二十二年二月十一日に制定された皇室典範は、皇室の家法として位置づけられ、議会の干渉を受けないものとされて、官報による公布もなかった。その後、明治四十年に公式令が制定されるに及んで、皇室法も公布すべきものとされたが、いずれにしろ皇室典範は憲法と並ぶ近代日本の根本法規であって、昭和二十年までの約八十年間、我が国には所謂典憲二元体制が存続した。⁽¹⁾

それでは、このような典憲二元体制は一体いつ頃から構想されたのであろうか。これについて小嶋和司氏は、岩倉具視が明治十四年七月に出した憲法意見書「大綱領」に

帝位繼承法ハ祖宗以來ノ遺範アリ別ニ皇室ノ憲則ニ載セラレ帝國ノ憲法ニ記載ハ要セサル事

とあるのを挙げ、ここで憲法と「皇室ノ憲則」という二元体制が提言されていることを指摘されている。但し、岩倉

の「大綱領」の実質的起草者である井上毅が、明治十五年頃に起草した「憲法私案」第二十二条に

日本国ハ万世一系ノ皇室ヲ以テ之ヲ治ム皇統ノ継嗣ハ皇室別段ノ典章ヲ以テ之ヲ定ムベシ

と規定して「皇室別段ノ典章」を想定していたが、二十六条乃至三十条で摂政制度について規定しているところから、小嶋氏は、岩倉の言う「皇室ノ憲則」は厳密に限られた意味での「帝位継承法」にすぎなかったのではないかと⁽²⁾言われている。また小林宏氏も、小嶋氏や大石真氏の研究に依拠して、当時の岩倉、井上が想定した皇室法典は、憲法の規定する事項を補足する、いわば附属的な法規にすぎないように思われると述べておられる⁽⁴⁾。

岩倉や井上が憲法と皇室法との関係をどのようなものと把握していたかは、暫く措くとして、憲法とは別個に皇室法を起草しようという動きの淵源は、今少し遡らせるべきではないだろうか。すなわち明治十一年三月に岩倉が提出した「奉儀局或ハ儀制局開設建議」及び「奉儀局調査大要」⁽⁵⁾、これこそが皇室法起草の淵源ではないかと思うのである。勿論、従来の研究でも岩倉のこの建議は注目されていたが、残念ながら、その後の経緯が不明であったので、岩倉建議の歴史上の位置づけが曖昧なままにされていた。そこで私は、いくつかの史料を調査して、岩倉建議のその後を跡づけたところ、明治十二年末に創立された宮内省諸規取調所にまず引き継がれ、そしてさらに明治十五年の内規取調局、明治十七年の制度取調局へと伝えられたことを確かめることができた。これらのうち、内規取調局及び制度取調局の仕事についてはかなり明らかにされているので、本稿では、これまで殆ど明らかにされていない諸規取調所に焦点を絞って、岩倉の建議がどのように受け取られたのかを考察してみることにした⁽⁶⁾。

なお、史料引用に際しては、正字略字を通行の字体に改めるとともに、適宜読点を施した。

二 奉儀局開設建議について

明治四年七月に新設された左院において、小議官儀制課長宮嶋誠一郎が「立国建議」を提出し、国憲編纂を開始したが、征韓論の政変後に左院が廃止されたことよって、ここでの国憲編纂事業も途絶えてしまった。その後、明治八年二月の大阪会議の合意を受けて「漸次立憲政体の詔」が出され、これに基づいて創設された元老院で、明治九年九月、新たに憲法取調が行われた。

ところが、右大臣岩倉具視は、君権を制限する西欧流の憲法を我が国に導入することには反対であつた。⁽⁷⁾「漸次立憲政体の詔」の文案起草に関与した井上毅が、近代憲法の本質を理解しない岩倉に対して、近代的な憲法は官人の準則たる憲法十七条とか貞永式目とかとは違い、君民の約束であり、君民ともに服するものであると、諄々と説いたけれども、岩倉は、なおもこれに承伏せず、明治十一年三月、「奉儀局或ハ儀制局開設建議」を提出し、「我国家自ら佗邦ノ比ニアラス仍テ方今ノ急務ヲ察スルニ先ツ帝室ノ規制天職ノ部分ヲ定ムヘシ」として、「帝位継承ノ順序」「帝室歳俸ノ諸制」「儀式編纂」「其他宮禁ノ例規トスヘキモノ」を調査する一局を設置するよう求めたのであつた。そして憲法事項四十二件、規制六十七件、儀式二件、雜件三十二件からなる膨大な調査議目、すなわち「奉儀局調査大要」も同時に提出した。

この岩倉の建議に対して井上は、早速「奉儀局取調不可奉行意見」を執筆、奉儀局議目には、政体とあまり関係のない儀文名称の類と、国体とか即位宣誓式とか皇上不可侵とか国政責任とかの重要な議題とが区別されずに混在して

いることを批判し、しかも右重要議題はいずれも君権制限及び民選議院設立の問題に帰着するのであって、これらの問題に対する十分な用意がなければならぬから、太政官中に一局を設けてこれら重要問題を取り調べるようにすべきであること、また時代の風潮は尋常の力のよく防制するところではなく、制度儀文よりも、勤儉の政を敷き農工を勧めるなど経済問題に力を注いで、四百万の国民が貧困の極に陥り外国人から雇役されないようにすべきであることを主張し、奉儀局設置に反対したのであった。⁽⁹⁾

以上は、先行研究に依つて既に明らかにされていることであるが、宮嶋誠一郎が明治十三年九月二十九日に「考按」した『国憲編纂起源漫筆』⁽¹⁰⁾の「国憲編纂元老院宮内省分権之大旨」には、岩倉が「奉儀局開設建議」を出すに至った事情がやや詳しく記されている。それによれば、元老院での国憲編纂は、「帝室ニ関スル分」と「政府ニ関スル分」とを振り分けて、細川潤次郎や津田真道等の議官が編纂し、「政府人民ニ関スル分」は元老院より内閣に進達し、「帝室ノ分」は起草のまま岩倉の手許に差し出した。そこで、この草案を元老院幹事である柳原前光が岩倉の書記として校正し、それを岩倉から宮内省に建言したという。この宮嶋の記述が事実であるとすれば、既に元老院の国憲起草の時点で、国憲と帝室に関する法規とを別立てにすることが予定されていたことになり、「政府人民ニ関スル分」が元老院の国憲第一次草案であり、柳原が校正した「帝室ニ関スル分」が「奉儀局調査大要」ということになる。

宮嶋は更に、「国憲定立ハ廟堂ニ於テ大臣参議ヲ御選任ニテ大ニ論定スレハ、当分宮中ニ於テ、古書ヲ穿鑿シテ一史料ヲ作り考証ニ備フル当然」というのが岩倉の意見であったと述べているから、「政府人民ニ関スル分」は大臣や参議が論定し、「帝室ニ関スル分」は宮中で考証して定めるというのが岩倉の考えであつたらしい。確かにこのこと

は奉儀局開設建議の中に既に記されていることであつて、

先ツ皇室ノ制規、天職ノ部分ヲ定ムヘシ、是ニ於テ臨時一局ヲ設ケ、儀制調査ノ委員ヲ選ミ、博ク群籍ヲ蒐集シ、祖宗ノ旧規ヲ考証シ、外国ノ成例ヲ参酌シ、帝位繼承ノ順序、皇室歳俸ノ諸制ヨリ、以テ曩キニ式部寮ノ申牒スル儀式編纂ノ事項、其他宮禁ノ例規トスヘキモノニ至ル迄、皆之ヲ調査起草シ、以テ上裁ヲ請ントス、如是ハ皇室ノ基本大ニ定マリ、永ク尊榮ヲ保ツヘシ、君權已ニ鞏ケレハ民權其度ヲ踰ユルコトナク、上下相頼リ、國家以テ安シ、遂ニ立憲為治ノ地ヲ為シ、福祉ヲ万世ニ開カン、

と見えている。これによれば、岩倉は、国憲制定よりも早く、君權に関する規定を定めておこうと考えていたようである。君權が先に定まつておれば、民權はその度を越さないというのである。そしてその君權に関する規定には、上は帝位繼承法・皇室歳俸から下は儀式や例規まで広く含まれていた。

三 宮内省諸規取調所の創立

岩倉が宮中に提出した奉儀局開設建議は、従来の研究では結局実現せず終わったものと考えられていたけれども⁽¹¹⁾、実は伊地知正治に調査が委嘱され、その後宮内省内に諸規取調所が設置されて、ここで岩倉の建議を受け継いだのであつた。

すなわち明治十二年九月二十一日に岩倉が伊藤博文に宛てた書簡に「吉井申立伊地知え帝室儀制調被命の事」という一文があり⁽¹²⁾、一等侍補吉井友実の申し立てによつて、伊地知に帝室儀制調査が命じられることになつたと知らせて

いる。ここに言う「皇室儀制調」が岩倉の「奉儀局或ハ儀制調査局開設建議」に基づくものであることは疑いあるまい。周知のように伊地知は、かつて左院議長として国憲編纂に従事していたが、左院が廃止され元老院に国憲編纂事業が移されたことに腹をたて辞表を提出し、薩摩に戻っていた。しかし伊地知ほどの人物を薩摩に放っておけば、「薩摩士族之方向は必竟同人之薰陶次第にて、往には天下に影響する事件も可有之哉」と考えられていたこともあって、明治十二年四月に吉井が薩摩に遣わされて伊地知を連れ戻し、宮内省一等出仕にしたのであった。宮嶋の「国憲編纂起原」⁽¹⁴⁾には

十二年四月一等侍補吉井友実ヲ鹿児島ニ遣ハサレ伊地知御用召ニ相成ル。而シテ東京ニ来リ宮内省一等出仕ヲ命セラレ猶又皇室御用仰付ラル。予モ亦十二月十九日ヲ以テ宮内省御用掛仰付ラレ伊地知ト共ニ内規取調ニ従ラス。伊地知ヨリ一冊ノ書付ヲ差出サレ一見セシニ、岩倉右府昨十一年三月奏上ノ奉儀局開設ノ建議ナリ。と見えている。

ところで、国立国会図書館憲政資料室所蔵の宮嶋誠一郎文書中には「帝室典範之起源 諸規取調所」と題する日記風の記録が残されており、諸規取調所が創立されたときの様子が具体的に記されている。これによれば、宮嶋が宮内省御用掛を仰せ付けられた十二月十九日、勤務内容については伊地知より引き合わせがあると、徳大寺実則宮内卿、杉孫七郎宮内大輔、土方久元宮内少輔から口達があった。そこで伊地知の自宅に行つて相談したところ、伊地知は「過般宮中憲法数十ヶ条取調之義被仰付候、右ハ大ニシ而国憲ニ関係、小ニシ而宮中之諸規則ニ有之」と述べ、さらに調査内容が多岐に亘っていたからか、

①式部寮その他宮中より掛官員を仰せ付けられたほうがよい、

②また内務博物館掛の黒川真頼は国典に明るいので、最初、宮内本省より掛け合ってもらったが、内務のほうで手離したくないということであったから、御系譜掛の矢野玄同^{ウツノ}を御用掛に仰せ付けられたい、

③取調所は宮中では手狭であり、場所もないから、止むを得ず植物園を以てその代りにしたい、

④宮中に諸事釣合の官員有無、

⑤取調物の緩急順序、

⑥筆生として兩名、

という右六ヶ条を提案し、これを明日伺い出ると言ったという。

十二月二十二日、宮嶋は九時に宮内省に出勤して、宮内卿と宮内輔のもとに行き先日伺い出た件を催促したが、暫く差し控えてくれと申し聞かせられた。その後、香川、山岡、児玉、堤、桜井、建野、岡等の諸書記官に面会、香川大書記官に掛け合ってもらったところ、取調場所として植物園は遠いから、なるべくならば宮中が好都合だと述べた。よって宮中に一局を設けようと山岡が相談に来、卿輔も場所さえあればそれで差し支えないということであったので、東閣の東縁側の一間、すなわち八景ノ御間の東縁がよかろうということになった。次いで式部寮掛官は丸岡に引き合いがあったが、彼は外国賓接待掛を仰せつけられ、とても両様は受けられないと固辞した。矢野には香川から引き合わせてもらった。帰途、伊地知宅に立ち寄って委細を報告し、二十四日より出勤して開局したいと申し置いた。

十二月二十三日、吹上御苑で犬追物を拝見した折りに香川と面会、昨日矢野と話したところ異存無く、矢野は請けるといふことであった。但し、病身で宅調の身だから、自宅に行つて相談する事となった。

十二月二十四日、九時に宮内省に出勤して、場所を見分し、給仕が掃除をしてくれた。椅子筆硯の配置など、すべ

て香川が周旋、庶務兩人は、八等屬稻生真履、同高屋康功を斡旋してくれた。さらに筆生として八等屬樋口真彦と宮内省雇加藤重任の兩名が出動した。伊地知は不参であつたので、一封を出し出勤を催促した。

十二月二十五日、伊地知の見舞いに行つたところ、伊地知は寒気のため出勤しないのだと弁解した。

次いで十三年の記事になるが、一月中には何も記されていず、二月も四日に伊地知が熱海の温泉に発足したことを記しているのみである。そして三月二十四日、土方少輔から宮嶋に相談があり、「今朝岩倉右大臣より、昨年伊地知迄内規取調之題目一卷相渡置候処、右ハ至急入用有之、扣書無之、扣一本抄写致呉候様被申候ニ付、伊地知より取戻し呉候様」との内話があつた。よつて伊地知へ書状を出したところ、「彼取調題目一卷ハ去年十月二十五日宮内卿より被相渡候、一通り拝見候処、中々一朝一夕ニ取調出来候御ケ条ニ無之故、十一月三日、宮内卿へ致返上候ニ付、一先ツ土方少輔より卿エ御示談相成り候ハ、相分可申」云々との返事であつたので、早速土方へ書状を見せたところ、徳大寺は忘却の体でただちに御用箱より右書付を出した。そこで土方がこれを受け取り、岩倉へ相廻したという。諸規取調所の調査大要の所在すら宮内卿が覚えていないのであるから、宮嶋が「右之行廻リニテ取調之精神無之も可知ナリ」と憤っているのも宜なるかなである。宮嶋は、取調題目を一旦返却に及ぶとすれば、伊地知は必ず再度のご下命を待つてであろう、しからば、速やかに再度のご下命になるよう手だてを講じていたきたいと土方に謀り、承諾を得た。

三月二十五日、朝、伊地知宅に行き、宮内卿伝言のご陪食の事を伝えたが、不快といつて断つた。そして伊地知と「昨夜柳原談話ノ一条」「皇族僮侶ノ事」を談じて宮内省に出勤、徳大寺に返答し、また土方にも申し聞かせた。

三月二十七日、右大臣建白の奉儀局開設建議一冊の写の分を伊地知に渡してくれと徳大寺宮内卿から内意を受け、午後持参し、伊地知は確かに落手した。

以上が「帝室典範之起源」の日記体の記述であるが、本冊子には続いて宮嶋が同年三月二十九日に宮内省八景之間で写した「奉儀局開設建議或ハ帝室事務取調御用掛」及び「奉儀局調査大要」が掲載され、最後に

此一巻ハ岩倉右大臣ヨリ上奏相成書冊なり、此を以伊地知君ニ御取調御用被仰付ラレシニ、書中之帝室ニ於テ最急ナルケ条を抜鈔して取調可申旨被伺しニ、其通ニ而御聞濟ニ相成、而後此本書ハ宮内省エ返却之処、猶又宮内卿徳大寺殿より伊地知エ本書相渡し可申旨ニ而、其急ナル事件取調濟ニ相成候得ハ、又其次ナルもの取調候様下官ヲ以而伊地知エ御渡ニ相成候節、此一本を此取調処ニ写せしもの也、本書ハ伊地知手許ニ贈ル、

明治十三年三月二十九日 御用掛宮嶋誠一郎

の識語がある。

以上述べたところによつて、岩倉の奉儀局開設建議に従つて、明治十二年十二月二十四日、宮内省八景之間の東縁に諸規取調所が開局され、そこで伊地知と宮嶋が庶務二人、筆生二人を使って調査に当たつたことが知られるであろう。但し、伊地知は当初からあれこれと口実を設けて、諸規取調所には殆ど出勤せず、また宮内卿徳大寺もここでの仕事に積極的な関与はしていなかつた。

四 諸規取調所での仕事

宮嶋誠一郎文書には諸規取調所関係の史料もいくつか存在するが、その一つに『鈎要録』「調査書目 諸規取調所」と題するものがあつて、これには諸規取調所で調査した書類の名称が年月順に記されている。これを一覧すれば諸規

取調所での仕事の概要が容易に知られるので、次に掲げておこう。

明治元年八月

一 御即位 一会

自五年至七年

一 国憲編纂起原漫筆

八年一月

一 皇子皇女降誕之節諸式

十三年二月

一 即位式

同年九月

一 国母御取扱之件

十三年十月

一 有栖川三品威仁親王御生母御取扱之件

十四年一月

一 御曆奏氷様御屯田之件

十四年五月

一 皇后宮御誕辰ニ当リ当取調所ヨリ献呈ノ副本(明太祖馬皇后伝)

- 同年十二月
 - 一 五等爵号取調
 - 十五年三月
 - 一 婚姻放
 - 同年四月
 - 一 元服放
 - 同年六月
 - 一 親王墓標之取調
 - 十六年一月
 - 一 授時通致拔萃
 - 同年七月
 - 一 皇后陛下称号取調、外国君主称号問答
 - 十七年
 - 一 女御入内即日立后調査
 - 同年
 - 一 清国皇族世襲降襲取調
- 外

殊号事略

安南事件

清仏事件

これら調査書目のうち、「国憲編纂起原漫筆」は宮内庁書陵部及び早稲田大学図書館に写本があるが、これは『明治文化全集第一巻憲政篇』や『秘書類纂憲法資料 下』所収の「国憲編纂起原」とは内容が若干異なる。また明治十三年九月の「国母御取扱之件」は宮嶋文書中に現物があり、明治十四年十二月の「五等爵号取調」と明治十六年七月の「皇后陛下称号取調、外国君主称号問答」も早稲田大学図書館に写本がある。以上の書目の他、宮嶋文書には「朝会祭祀仮定礼式草案」（明治十三年八月九日）、「漢土名称考」、「日本故事、外国称考」、「朝会祭祀現行仮定草案」、「帝規編纂余事（全五冊）」などの調査資料も残されている。

さてこれら調査内容の具体的な検討は別稿に譲るとして、このような諸規取調所での仕事内容が、岩倉が期待したものと大きく隔たっていたことは言うまでもない。果して岩倉は、明治十五年八月八日、宮嶋に早く取り調べに着手するよう督促した。宮嶋文書中の「帝室憲法起原」に記されている「宮内省御用掛伊地知正治帝室憲法口演ノ顛末覚書」には、

昨十五年八月八日、岩倉右府御内談有之候ニハ、憲法編纂取調ノ義追々延引致シ、到底伊地知着手不致候ハ、
卿輔一人誰カ担当致シ取調ヘ候様足下周旋候テハ如何、香川大書記官ハ勤王篤志ノ者ニ候間、之ヲ加ヘテ更ニ著
手候方如何ト被申候、

とある。伊地知が着手しなとなれば、宮内卿輔の中から誰か然るべき人物、たとえば香川大書記官などを選んで着

手して欲しいというのである。そこで宮嶋が

小生宮内ニ出仕ハ伊地知ノ推挙ニ因リ候歟ニ承リ、且拝命ノ日徳大寺宮内卿ヨリ勤方ノ義ハ伊地知ノ指図ヲ可申受旨口達モ有之候事ニテ、今更伊地知ノ著手無之処ヨリ他人ヲ周旋シテ編纂相始メ候事ハ中心甚タ安カラサル而巳ナラス、不当ノ処置ト存シ候間、此段ハ閣下ヨリ直ニ宮内卿ニ御下命有之候ハ、小生ハ如何様トモ従事可仕、と答えると、岩倉は、そのような事情があるならば考え直そうと言った。その後十一月二十九日、宮嶋が内閣に召されて岩倉と面談した際、岩倉は「前日内話之義別ニ方法相立候ニ付、不遠取運ヒ可申」と話し、伊地知を差し置いて別に調査を行う様相であつた。

宮嶋は伊地知が外されては大変だと思ひ、十二月一日に伊地知の私宅へ出かけて、岩倉の催促もあるから、一ヶ条だけでも取り調べてはどうかと陳述した。すると伊地知は

実ハ諸規則取調所御創立以來、彼岩倉右府御建言ノ憲法規則ト申ス条目ヲ熟覽候処、実ハ誰人ノ書キ綴リタルモノナルヤ逐条首尾中々混雜ノモノニテ、聖人復タ出ルモ、万世ノ成法ト相成候様ノ取調ハ無覚束、到底如此ノ無精神ノ取調ハ著手致度無之、

と声を呑んで切言、そして「奉儀局調査大要」の中から最も重いものを「撮取」して口述したので、宮嶋は直ちに筆を執つてこれを記録した。それが「伊地知一等出仕口演筆記」であり、既に『秘書類纂』に翻刻されている。けれども、『秘書類纂』のものは校正に誤りが多いから、以下に煩を厭わず翻刻しておこう。

伊地知一等出仕口演筆記

国号 国号ノ如キハ海中ニ始テ島嶼ヲ見出シタルトキ其名号ヲ扱ラヒ其称呼ヲ定ル等ノ事アルヘシ、我カ

皇国上古ハ種々ノ国号モ之アリシニ、中古日本ノ称号ヲ御確定相成リタレハ、今更ラ何ヲ苦ンテ国号ヲ取り調ヘニ及フヘキ、自称ハ日本ト称シ外国対等ノ礼ニハ大日本ト称スルハ現行相当ナリ、

国体 天祖ノ訓誥ニ此輩原ハ吾子孫可王之地天壤無窮云々、此訓誥ハ万世不拔ノ 皇基ナリ、他ノ訓誥ハ国体ノ基本ト為スニ足ラス、但シ其国民ヲ治ムル政体ハ、君主專制ナリ君民共治ナリ、共和政治ヲ除クノ外ハ国民サヘ治マレハ、何レナリトモ御差シ支ヘハ有之マジ、

三種神器 右等ハ取調様モアルマジ、

太政天皇并法皇 仙洞ニ被為入候得ハ太政天皇ノ尊号ヲ宣上スルハ勿論ナリ、法皇ノ事ハ今日御歴代ノ院号サヘモ御廢止ノ時ナレハ、釈氏ニ出ル法号等ハ

皇室ニ於テロヲ閉チテ可ナリ、

即位踐祚宣誓儀式 右等ハ従前ノ成規可有之、

尊号 天皇又ハ天子ト尊称シ奉リ、又ハ各国対等ノ公文式ハ 皇帝ト称謂ヲ定メラルレハ、其他ハ無用ナリ、

改元 神武紀元何千何百年モ民間通用ニハ少シク難渋ナリ、漢土モ明代ヨリ一代一元ノ制ヲ定メ、清朝モ亦今日之ニ沿襲ス、其制頗ル倣フヘシ、 御維新後一代一元ノ姿ナレハ、此レニテ当然ナルヘシ、御一代数度ノ改元ハ已ニ無用ナリ、

謚号 近世ハ白河家ニ御委任ノ様ニ覺エ、御維新後ハ内閣ニテ御撰定ハ当然ナリ、

皇上神聖不可侵云々 西洋各国ハ君主ノ組織各種類アリ、仍テ憲法ノ首ニ右等ノ語ヲ掲出スルコト一理アルヘシ、

皇國ノ臣民ハ如此ノ言ハ口ヨリ吐キ出スモ忌マ忌マシキコトナリ、

國政責任 諸省卿ノ上ニ參議アリ、參議ノ上ニ大臣アリ、大臣ノ上ニ太政大臣アリ、其上ニ

聖天子被為在、辱クモ万機御親裁アラセラレ候ヘハ、國政ノ御責任ハ恐レ多クモ

聖天子ノ御躬ニ有之ハ勿論ナルヘシ、故ニ古ヨリ年凶ナレハ御膳ヲ減シ田租ヲ免セラレ、寒夜ニハ御衣ヲ脱シテ

民ノ疾苦ヲ恤マセラレタル事ハ、史冊ニ載セテ昭々タリ、若シ

天皇ヨ御責任ナキ時ハ 帝德ヲ御治メ被遊ニモ及サルナリ、故ニ自古太政大臣アリ、 帝德ヲ輔佐シ奉リテ陰陽

ヲ變理スルハ我固有ノ國体ナリ、

法律確定布告 立法院開閉 右等ノ条件ハ何ノ意義ナルヤ、不確定ノ法律ハ布告モ相成ルマシ、且又立法院ト稱

スルモノナシ、

陸海軍總統便宜指揮 兵馬ヲ掌握スルハ素ヨリ

皇帝ノ大權ナリ、大將ト雖モ 帝命ヲ待タスシテ兵馬ヲ指揮スルノ權ナシ、

諸官吏任免講和約結 今已ニ官吏ヲ勅奏判三等ニ區別シテ、勅授奏授ノ品等アリテ、之ヲ任免スルニ成式アリ、

講和約結ハ國家ノ大事ナリ、臨機ニ特命全權使節ヲ派遣シテ之ヲ弁理スル其大權ハ平日

皇帝ノ御掌握ニ在ルナリ、

大赦特赦 古來ヨリ漢土ニモ議論アリテ、謀叛人又ハ徒党ヲ企ルカ又ハ殺人等ノ事ハ大赦ヲ為サス、御維新ノ際

ニ大赦ヲ行フ如キハ我邦千載一時ニシテ、後來ノ例ニ不成ナリ、今後如此ノ大赦ヲ行フ事アラハ御政体ハ不相

立、特赦ハ格別ノ事ナルヘシ、

貨幣聖照 幣貨已ニ一定ノ彫刻アリ、何ソ歐洲ニ模倣シテ 聖照ヲ彫ルニ及ハン、

女帝 男統女統

皇國帝系ハ男統一系ナル故ニ、万世無窮皇統連綿セリ、若シ女統ヲ立ツ 皇統直チニ他系ニ移ル、此レ是ヲ 皇統ヲ絶滅スルト云フ、

帝室不動産

帝室ノ御歳入ヲ議セン為メ、帝俸ナト、称シテ御入用ヲ限ルハ 朝廷ヨリ自ラ縮ムルナリ、維新ノ後人民ヨリ上ニ向ヒ 朝廷ヲ縮ムル事ハ一度モ之レナシ、皆朝廷ヨリ縮メテ此ニ到ルナリ、或ハ言フ、関八州現時ノ稱ヲ以テ五畿内等ニ準シ、八州ノ歳入ヲ以テ 帝室ノ御歳俸ニ充テ、之ヲ 帝室ノ御所有ト取り極ムルノ説モアルヨシ、若シ右等ノ説ヲ实用セシメハ 帝徳幾分ノ御分量ヲ節限シテ、凶年飢歳ノ減租ノ

聖詔モ御所有ノ畿田ノミニ限リテ、

聖沢ノ及フ所全国ニ普及セサルヘシ、古ヘ仁徳帝ノ頃ハ民ノ富ハ朕ノ富ナリト仰セラレテ、減租ノ 聖詔モ仰出サレシ事ヲ千年来

帝王ノ龜鑑ト相成リ目出度事ト尊ミ、明治ノ御代ヨリハ帝俸ト申スモノ定リテ、御所有外ノ地ハ縱令凶年アリトモ御撫恤不相成ノ姿ニ御縮ミ被成候義ハ

祖宗ノ御国体ニ対シ非常ノ御毀損ヲ来タシ、御不徳御不孝ヲ被遊候事ニ相成候事ニ相成リ、誠ニ以テ恐懼千万、言語ヲ絶シ奉ル次第ナリ、左レハ 帝室御歳入ハ是迄通りニ国民ヨリ田租ノ幾分ヲ貢納致サセ、 帝室ノ經費ニ充テラレ候ハ、則チ万世ノ御祖法ニ背カセラレス、誠ニ以テ自出度御事ナリ、但シ額ノ多寡ハ幾重ニモ御

吟味相成り、非常ハ非常、常額ハ常額ト区分ヲ立テ候テ、縦令ハ

皇居御建築 皇城御修繕等ハ即チ臨時国庫ヨリ支弁致スヘキハ無論、猶ヲ国ヲ守ルノ陸海軍費ハ国庫ヨリ支出

シテ 皇帝ヲ安シ奉ル、 皇居費用ハ国庫ヨリ支出セサルノ理ナシ、此理ヲ詳明ニスルハ国家憲法ノ第一目的ナルヘシ、

右条件重立候廉ヲ篤ト御吟味ノ上ニ御定メ被成候得ハ、其他小細条件ハ幾度御改定相成候トモ差支ヘ有之間敷、唯我国固有ノ本体ヲ根元トシテ憲法御調相成候得ハ、自然善良ノ憲法モ成就スヘシ、若シ然ラスシテ徒ラニ之ヲ海外諸国ニ求ントス、之ヲ無精神ノ憲法トス、

明治十五年十二月一日

宮内省諸規取調所

宮嶋誠一郎筆記

この「口演筆記」を見ても知られるように、伊地知自身もはや憲法調査に従事する気はなくしていた。宮嶋は、

仍テ篤ト伊地知ノ意底ヲ考察スルニ、同氏先年左院議長兼参議タリシ節、両度マテ 国憲取調ヲ御委任相成リ候テ、切角着手ノ時ニ際シ忽チ左院廃止元老院創立ニ相成リ候得ハ、同氏参議ヲ辞職シ憲法取調モ其儘閑却相成候得ハ、今更ニ宮内省御用掛ノ身ヲ以テ憲法編纂等ノ事ハ職務不相当ノ事体ニヘ、此度ハ内閣ヨリ十分権力アル重臣帝室ニ入テ担任致スベキハ当然トノ語氣相顯レ候、

と、伊地知の心境を推し量っている。そして明治十六年一月八日、宮嶋が徳大寺宮内卿を訪ねて事の顛末を伝えたところ、徳大寺もはじめて真相を知った様子で、「最初ニ此事ヲ承知致候ハ、無理ナル望モ懸ケサリシニ甚タ残念ノ

事ナリ」と述べたという。

かくして諸規取調所での儀制調査は断念され、別の新たな部局で、人員も新たにして再開されることになった。すなわち明治十五年十二月十八日に宮内省に設けられた内規取調局がそれであって、岩倉自身がその総裁心得となった。そしてここで「奉儀局調査大要」に基づいた本格的な調査が行われたことは言うまでもない。因みに、内規取調局の各種辞令案を起草したのは諸規取調所であったが、諸規取調所自体がいつ廃止されたのか定かでない。先にみた『鉤要録』には明治十七年中の仕事が掲げられているから、その頃までは存続したのである。⁽¹⁵⁾

五 結 言

「帝室憲法起原」の末尾には、明治十九年五月二十二日に井上毅が宮嶋に宛てた次のような書翰が貼りつけられている。

今日之開花之世ニ当リ華族局中ニハ其珍書を秘蔵して敢而他人に示さざるものありと聞くよもやさる事もあるま
しけれと御尋合せいたし候

我里をとく鳴きすぎよ郭公 よそにも人の初音まつらむ

大宮にみやつかへする宮人よ よしある書をむめなくしそ

五月二十二日 井上

宮嶋大人

これは今まで未紹介の書簡であり、しかも「口演筆記」のその後を知る手がかりとなる珍しいものである。この当時の井上は宮内省図書頭の職にあったが、明治十八年から十九年四月にかけて『皇室制規』とか『帝室典則』とか題する皇室法案に意見を加えており、皇室法に強く関心を寄せている時期である。⁽¹⁶⁾その井上は恐らく誰かから宮嶋の手元には皇室制度に関する調査資料があるに相違ないと聞かされて、それを見せてくれと所望したのであろう。井上の依頼に答えて宮嶋が伊地知の「口演筆記」を見せたところ、後日井上は、伊地知の卓見を絶賛し、且つ宮嶋の好意に感謝した。「帝室憲法起原」には続けて

右内閣ヨリ請求シ来リシニ、不思議ニモ此日（十九年五月二十二日伊地知伯薨去）伊地知伯物故シテ世ヲ辞セリ、他日井上余ヲ訪ヒ曰ク、実ニ彼伯ノ卓見ハ帝範ノ根元ニシテ不朽ノ確言ト云フヘシ、余不肖ト雖モ此精神ヲ取テ尽力セントス、誠ニ貴兄ノ賜ナリ云々、

と記されている。

ところで、井上は伊地知の意見に対して「卓見」「帝範ノ根元」「不朽ノ確言」と、面映ゆくような美辭麗句を呈しているが、いったい井上は伊地知の意見のどこがさように優れていると見たのであろうか。伊地知は取り上げた問題のいずれに対しても的確な判断を下しているので、井上は伊地知の意見全般に亘って賛辞を呈したのかも知れない。けれども、憶測を逞しくすれば、井上は特に最後の女帝問題と帝室不動産問題に対する伊地知意見にこそ最も感銘したのではなからうか。何となれば、第一に、女帝を容認する皇室法案『皇室制規』に対して井上も女帝否認の立場にあったからであり、第二に、皇有地設定を主張する政府要人の見解に対し井上は伊地知同様に皇有地即ち官有地とする立場であったからである。⁽¹⁷⁾しかも伊地知の見解は、当時井上が論拠としていた女帝否認の理由、皇有地即

官有地とする理由を補強するものであって、井上は伊地知の説によりますます自説を強固にすることができたものと思われるからである。岩倉が内規取調局を設置したことによって、伊地知が皇室法起草に従事する余地はなくなったけれども、井上というよき理解者を得たのであるから、伊地知も以て瞑すべしである。

それはそれとして、如上の考証によって明らかのように、岩倉の奉儀局開設建議とその調査大要は不十分ながらも諸規取調所に継承されて、その後は内規取調局に於ける「皇族令案」、それから岩倉没後設置された制度取調局での「皇室制規」にと生き続けた。⁽¹⁸⁾ 明治十九年末以降には、岩倉の奉儀局調査大要の校正をした柳原前光が精力的に皇室法起草に従事し、「政府人民ニ関スル」憲法とは別個に「帝室ニ関スル」法規を制定するという岩倉の意見が踏襲されたのである。

明治二十二年二月十一日、皇室典範と憲法が制定されたその日、岩倉の墓所に勅使が差遣されて、皇室典範を制定し憲法を發布できたのは「専汝命乃大功績」であると大命を宣べたが、⁽¹⁹⁾ これは決して単なる麗辞ではなかった。

(付記) 本稿は、平成四年度文部省科学研究費補助金(一般^(c))及び同年度早稲田大学特定課題研究助成費による研究成果の一部である。

注

- (1) 宮沢俊義『皇室法』(昭和十三年、日本評論社)三頁以下、また小嶋和司『明治典憲体制の成立』(一九八八年、木鐸社)四四三頁参照。
- (2) 前掲書七九頁以下。
- (3) 大石真「井上の憲法私案について」『國學院法学』第十九卷第二号。
- (4) 橋本文庫研究会編『橋本文庫影印——明治皇室典範制定前史』(昭和五十七年、大成出版)四八〇頁。

- (5) 国立国会図書館憲政資料室の伊藤博文関係文書、黒田清隆関係文書、宮嶋誠一郎関係文書などに写本がある。『秘書類纂憲法資料』下巻(昭和四十五年復刻、原書房)四八二頁以下や『岩倉公実記』下巻(昭和四十三年、原書房)五二七頁以下に翻刻があるが、文字の異同や校正ミスが多い。
- (6) 小嶋前掲書一一九頁以下、拙稿「明治皇室典範制定史の基礎的考察」『國學院大学紀要』第二十二巻二二六頁以下、前掲「梧陰文庫影印——明治皇室典範制定前史」四八一頁以下。
- (7) 大久保利謙『岩倉具視』(一九九〇年増補版、中公新書)二一八頁以下。
- (8) 井上毅「上岩右相意見書」。前掲「梧陰文庫影印——明治皇室典範制定前史」四九頁以下及び四二九頁以下参照。
- (9) 同右「梧陰文庫影印——明治皇室典範制定前史」六〇頁以下及び四三五頁以下参照。
- (10) 宮内庁書陵部所蔵。またその写しが早稲田大学図書館にもある。以下に「国憲編纂元老院宮内省分権之大旨」を掲げるから、『秘書類纂』所収の文章と適宜比較されたい。「明治七年五月御採決ニ因テ国憲編纂ヲ左院議長兼參議伊地知正治君ニ担当被仰付同人從事セシニ、八年元老院創立ノ際ニ当リ同人辭表進達、右編纂中止セリ、然ルニ九年暑中休暇ノ頃三条公北海道巡回ノ留守、岩倉右府代理トシテ政務ヲ管掌セラレ、右国憲編纂ヲ元老院ニ達シテ更ニ命セラレシナリ、然ルニ此編纂帝室ニ関スル分ト政府ニ関スル分トヲ兩件振り分テ細川津田等ノ議官編纂シ、政府人民ニ関スル分ハ内閣ニ進達シ、帝室ノ分ハ起草ノ儘岩倉手許ニ差出セリ、因テ此草案ヲ柳原幹事岩倉ノ書記ト為テ校正シテ岩倉ヨリ宮内ニ建言セラル、ナリ、右府ノ意見ニハ国憲定立ハ廟堂ニ於テ大臣參議ヲ御選任ニテ大ニ論定スレハ、当分宮中ニ於テ古書ヲ穿鑿シテ一史料ヲ作り考証ニ備フル当然トノ事ナリ、伊地知氏此編纂ノ全体ニハ着手セズ、現今數ヶ条内廷ノ事ノ急ニスヘキモノヲ拔萃シテ編纂セントス、明治十三年九月二十九日考按、宮嶋誠一郎識」。
- (11) 小嶋前掲書七四頁や『梧陰文庫影印——明治皇室典範制定前史』四三〇頁。
- (12) 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』三(一九七五年、塙書房)八八頁。
- (13) 西村捨三の伊藤博文宛書簡。『伊藤博文関係文書』六、三三三二頁。
- (14) 明治文化全集第一巻『憲政篇』(昭和三十年改版、日本評論新社)三四四頁。
- (15) 最近、北海学園大学の坂本一登氏を介して、宮嶋誠一郎の令孫吉亮氏に連絡したところ、近々、誠一郎の残した膨大な日記を見せて貰う事になった。これを精査すれば、諸規取調所のことがかかなり具体的に知られ、内規取調局との関連や廃止の

時期なども明らかになるかも知れない。

(16) 前掲『梧陰文庫影印——明治皇室典範制定前史』四八一頁以下。

(17) これらの問題についてここで詳しく触れるゆとりはないから、女帝問題についてはさしあたり小林宏「井上毅の女帝廃止論——皇室典範第一条の成立に関して——」(梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』一九九二年、木鐸社)や拙稿「『万世一系の天皇』について」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第六号)を、また帝室不動産問題については拙稿「井上毅のシラス論註解——帝国憲法第一条成立の沿革——」(前掲『明治国家形成と井上毅』所収)を参照されたい。

(18) 岩倉の「奉儀局調査大要」が内規取調局にも制度取調局にも伝えられ、調査の準拠とせられたことは、前掲拙稿「明治皇室典範制定史の基礎的考察」に論じてある。

(19) 前掲『岩倉公実記』下巻、一〇二二頁以下。なお『明治天皇紀』第七(昭和四七年、吉川弘文館)二二〇頁には「初め勅使を具視等の墓に遣はさんとしたまふや、宮内大臣子爵土方久元、当日諸儀式の行はる、ありて宮中繁忙を極むるの故を以て、之を次日に譲りたまはんことを奏せしも、天皇聽したまはず、命ずるに当日必ず勅使を発すべきことを以てしたまふ、久元恐懼して命を拝す、仍りて即日此の儀あり」とあって、明治天皇が勅使差遣を強く迫っていることが記されている。